

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年12月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	定期事業者検査（排気筒検査）において、検査成績書の検査体制図等に記載漏れ及び誤記が認められたため、当該検査成績書を訂正	D	
2	2号機	高圧注水系の定例試験において、タービンストップ弁のグラウンド部より蒸気のリーク（微量、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
3	2号機	原子炉建屋排水ファンネルの点検において、ストレーナの腐食等の不具合（8箇所）が認められたため、当該ファンネルを修理	D	
4	2号機	タービン建屋排水ファンネルの点検において、表示文字の消えかけ等の不具合（10箇所）が認められたため、当該ファンネルを修理	D	
5	2号機	廃棄物処理建屋排水ファンネルの点検において、詰まり等の不具合（2箇所）が認められたため、当該ファンネルを修理	D	
6	3号機	1～4号機共用ボイラ（C）水面計用ドレン弁（2台）の点検において、弁体シート面に腐食が認められたため、当該弁を交換	D	
7	3号機	定期事業者検査（排気筒検査）において、検査成績書の検査体制図等に記載漏れ及び誤記が認められたため、当該検査成績書を訂正	D	
8	3号機	サービス建屋（非管理区域）にある倉庫内での資材の片付作業において、作業員が左手の中指及び薬指を負傷したため、業務車にて病院へ搬送及び対応検討	B	
9	4号機	補機冷却海水系ポンプ出口ストレーナ（A、B）本体のボルト・ナットに劣化が認められたため、当該ボルト・ナットを交換	D	
10	4号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A、B）の低圧蒸気止め弁（2台）のグラウンド部より不連続な蒸気（湯気）のリーク（微量、汚染なし）が認められたため、継続監視	D	
11	4号機	主変圧器用絶縁油冷却器（No. 3）の冷却ファン（4台中、1台）の駆動用電動機が、過負荷トリップしたため、当該電動機を点検・修理	D	
12	5号機	非常用ガス処理系（A）冷却用空気入口弁等（3台）の現場開度指示計に指示値不良が認められたため、当該開度指示計を点検・修理	D	
13	5号機	タービン建屋設置の配管壁貫通部（非常用ディーゼル発電機補機冷却海水系配管用）のラバースーツの留め金に腐食が認められたため、当該留め金を点検・修理	D	
14	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン用油タンク（B）のレベル計に取付け不良が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	6号機	給水加熱器ドレン系配管サポート用油圧防振器の補助油タンクより油のリーク（約40cc）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	6号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器のろ過材ブリコート戻り弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	6号機	硫酸第一鉄注入装置の原子炉再循環系電動機・発電機セット冷却海水配管への入口元弁用グランド押さえ部に破損（2箇所中、1箇所）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却設備（B）用1次セラミックフィルタ差圧計元弁（4台）の浸透探傷検査において、弁体シート部に腐食による指示模様が認められたため、当該部品を交換	D	
19	その他	貸出し運用している電離箱サーベイメータ（1台）の単位表記が仕様外になっていたことが認められたため、対応検討	C	
20	その他	新設構内配電線（協力企業への電源供給用）のケーブル耐電圧試験において、試験実施方法の誤りにより、ケーブル端末部の被覆が損傷したため、対応検討	C	
21	その他	構内に敷設された深井戸ポンプ用埋設配管より水のリーク（20リットル/分程度）が認められたため、当該配管を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで